

米原市立米原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかの判断をする。また、表面的・形式的に判断せず、児童の感じている思いに着目するなど、当該児童の立場に立って行う。児童がいじめを受けていると疑われるときは、適切かつ迅速に対処する。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、上記の考え方のもと、全ての教職員が「いじめは、どの学級やどの集団でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立つ。そして、全校児童が安全で安心な学校生活を送ることができるように、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むために、この「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校風土づくりに向けて全教職員の共通理解・共通実践を進める。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感や自尊感情を高めることで自他を尊重できる人権感覚を育む。
- (3) お互いの個性や価値観の違いを認め合える望ましい人間関係を築くことができる教育活動を推進する。
- (4) いじめの早期発見のために、子どものSOSを見逃さない様々な手立てを講じる。
- (5) いじめの早期解決のために、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
また、学校内だけでなく、関係機関等と連携して解決にあたる。
- (6) 学校と家庭・関係機関と協力して事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめについての共通理解

・いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点など

について、校内研修や職員会議等で周知徹底し、共通実践を図る。

- ・校内研修の実施に当たっては、SSWの活用を推進する。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育や人権教育、体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養う。
- ・障がい（発達障がいを含む）のある児童や特別な配慮が必要な児童については、当該児童の特性をふまえた支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら折り合いをつけ、解決していける力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努める。
- ・児童会の取り組みや異学年交流など子どもの主体的な活動を活発化させ、推し進めるとともに、全校集会や学級活動等を通じていじめ問題を考える機会を設け、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
- ・道徳教育や学級活動の中で、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為となることや法律の意味や役割について学ぶ機会をもつことで社会のルールを守る姿勢を身に付けるよう指導する。

(3) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・生徒指導の機能(①自己決定の場②自己存在感③共感的人間関係)を生かした授業づくりや学級集団づくりを行う。
- ・教職員が、児童一人ひとりの居場所づくりを促進し、児童の間に共感的な人間関係と信頼関係が築かれること(絆づくり)を目指す。
- ・委員会活動やクラブ活動、縦割り活動において、児童の自発的な活動を支援する。
- ・チャレンジまいばら100やマラソンチャレンジ、詩の暗唱月間を活用し、努力してやり遂げることで充実感を味わわせ、自己肯定感を育む。(全員表彰を目指す)

4 いじめの早期発見・早期解決における取組

(1) いじめの早期発見のための取組

・基本は

- ①児童のささいな変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
- ③情報に基づき速やかに対応すること

- ・日常的に、教職員が積極的に児童の様子や関係性の変化についての情報を共有する。
- ・毎週の打ち合わせや職員会議、生徒指導部会を活用し、情報の共有化を図って指導に当たる。
- ・一人ひとりの些細な変化に気づくことができるように、毎朝、教室で全員を迎える時や健康観察時に、表情や言動から心身の健康状態の把握を行う。また、ノートを活用しての児童との交

流や保健室での様子を聞くことも大切にする。

- ・様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもせるとともに、問題の有無を確かめる。問題の兆候を把握した時は、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・「教育相談アンケート」を毎学期に行い、個別の教育相談を実施して児童の悩みや人間関係を把握し、未然防止と早期解決に努める。
- ・SCによる相談日を児童および保護者に周知し、相談窓口を複数化することで相談体制の充実を図る。
- ・気になる児童の様子や情報については、早期に保護者に連絡し、情報の共有を図って指導にあたる。

(2) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを発見したときには、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、対応を協議し、的確な役割分担をして組織全体でいじめ問題の解決にあたる。
- ・いじめを受けた側の児童の身の安全を確保しつつ、情報収集を丁寧に行い、事実確認をした上で、いじめた側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
(指導に当たる際には、被害者のニーズの確認をしっかりと行った上で、指導に当たる。)
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行うとともに、教育委員会等関係機関に報告する。内容によっては、米原警察署や児童相談所等と相談し、問題の早期解決を図る。
- ・いじめた側の児童には、保護者との連携のもと、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省させる。また、被害者側の了解を得て謝罪をさせる。
- ・傍観者の立場にいた児童達にも自分の問題としてとらえさせ、救済行動がとれるように指導する。また、いじめが起きた集団に対しても、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめる。
- ・学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ・いじめを受けた側の児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、必要に応じて養護教諭やSCによる心のケアを行うとともに、2次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめ解消の定義は、「いじめ防止等のための基本的な方針」(H.29.3.16 改定)に基づき、次の2つの条件が満たされていることとし、児童および保護者との面談により確認した上で、「いじめ対策委員会」で決定する。
 - ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が3ヶ月間継続していること。
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・米原警察署、児童相談所、人権擁護委員等との連携強化を図り、いじめ防止の啓発活動を

通じて未然防止の取組を進める。

- ・保護者に対して、インターネット上のいじめについての理解と、児童のインターネット利用に対する保護者責任の自覚を促す。また、児童や保護者に対し、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①TEAM 米原での対応

毎週の打ち合わせや職員会議、生徒指導部会で、気になる児童について、現状や指導について情報共有を行う。また、解消の判断についても生徒指導主任を中心に担任と連携し、「いじめ防止等のための基本的な方針」に従って、適宜確認する。

②いじめ対策委員会

いじめ防止に関する対応を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、児童生徒支援加配、養護教諭、当該学級担任・学年主任さらに必要に応じて校長が指名する関係職員によるいじめ対策委員会を設置する。

③いじめ対策委員会議事録の作成・活用

いじめ対策委員会を行った際には、記録者を決め、議事録を作成する。組織対応をスムーズにしたり、情報の共有化に活用したり、対外的な説明や重大事態発生時の根拠資料にしたりする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

①拡大いじめ対策委員会

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、生徒指導主任、教務部、管理職に報告する。また、状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。いじめの可能性がある場合、校長の指示により、いじめ対策委員会に切り替え、対処する。その場合、必要に応じて「拡大いじめ対策委員会」として以下の外部関係機関関係者にも参加を要請する。

SC、SSW、米原警察署、主任児童委員、市教育委員会他

6 重大事態と判断されるときへの対応

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)

(2) 学校の対応

- ・直ちに教育委員会に「第一報」を報告し、調査を実施する主体等の指示を受ける。
- ・学校が調査を行う場合は、米原市教育委員会の指導の下、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)、滋賀県いじめ防止基本方針、米原市いじめ防止等のための基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に基づき適切に対応する。
- ・場合によっては、教育委員会の判断で教育委員会が調査委員会にて調査を実施する。
- ・調査結果については、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童およびその保護者に対し、事実関係その他必要な情報について適切に提供する。
- ・調査結果をふまえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育委員会と連携し、直ちに米原警察署等に通報し、適切な援助を求める。

2014年(平成26年)4月 策定

2022年(令和4年)4月 改定

2023年(令和5年)4月 改定

2024年(令和6年)4月 改定

2025年(令和7年)4月 改定

2026年(令和8年)4月